

福岡県公報

令和8年4月7日
第 684 号

目次

告 示 (第303号 - 第309号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(上下水道課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(上下水道課)	2
○都市計画事業の認可	(上下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(上下水道課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(上下水道課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(上下水道課)	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	4

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	5
○一般競争入札の実施	(こども未来課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	10
○一般競争入札の実施	(防災企画課)	11
○介護老人保健施設の許可	(介護保険課)	14
○指定介護老人福祉施設の指定	(介護保険課)	14
○土地改良区連合の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	15
○福岡県土地利用基本計画の変更	(地域振興総務課)	15

監 査 委 員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	15
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	40
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	43

○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	47
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	54
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	58
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	61
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	65
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	71
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	75
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	78
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	82

公安委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部運転免許管理課)	88
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部運転免許管理課)	88

再 掲

○情報通信の技術を利用して行う福岡県監査委員の所管する手続等	(監査委員事務局総務課)	88
--------------------------------	--------------	----

告 示

福岡県告示第303号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和4年12月福岡県告示第1062号筑後中央広域都市計画下水道事業筑後市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
筑後市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画下水道事業筑後市公共下水道

3 事業施行期間

平成10年10月23日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年3月福岡県告示第247号朝倉筑前都市計画下水道事業夜須公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

朝倉筑前都市計画下水道事業夜須公共下水道

3 事業施行期間

平成6年6月15日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和3年3月福岡県告示第247号の事業地に、筑前町安野字上大和及び字下大和の各字の一部、四三嶋字金茸原及び字向原の各字の一部、篠隈字有道及び字大木の各字の一部、下高場字中高場、字欠田、字浦ノ野、字鬼丸、字市沼、字本村及び字若草の各字の一部、吹田字西原の一部、曾根田字上原、字道徳及び字西田の各字の一部、中牟田字戒毛の全部並びに字光大寺の一部、東小田字当町、字鞍田、字竹ノ

子、字出口、字昭和、字餅田、字柳ノ本、字仮家田、字前田、字畑工作の各字の一部、松延字深町の一部、三並字来ケ町、字松本の各字の一部、上高場字宝満口の全部並びに字犬竹、字西原、字北田、字用水、字竹ケ下、字中園、字安田、字古野、字マクリ及び字黒ケ測の各字の一部、大久保字住ケ本、字浦山、字長牟田及び字下山の各字の一部、栗田字谷川（栗田飛地）の全部並びに字谷川、字長福地、字宮ノ前、字田中園、字地家、字金丸、字旭ノ下、字八反田、字桜木、字松本及び字河原田の各字の一部、高上字笹原、字前牟田、字高畑、字廣畑及び字南田の各字の一部、当所字上屋敷、字下屋敷、字浦山、字シク、字宮ノ前、字大町、字赤熊、字六反田、字弁慶、字溝田、字金鋪、字長崎及び字コンレンの各字の一部、久光字藤ノ木、字宮園、字前田及び字浦ノ原の各字の一部、森山字熊坂（森山飛地）、字井坂、字君ケ原、字棚田、字柚ノ木、字高礼、字石橋、字畑田、字松林、字戸坂、字尾園、字小路、字平島、字足取、字辻、字垣越、字西ノ出口、字桜木、字耳取、字赤熊、字原田、字上島及び字見原の各字の一部を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画下水道事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

古賀市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業古賀公共下水道

3 事業施行期間

令和8年4月7日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

古賀市今の庄一丁目、二丁目及び三丁目地内、駅東一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目地内、花見東一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目地内、花見南一丁目、二丁目及び三丁目地内、花鶴丘一丁目、二丁目及び三丁目地内、千鳥一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目地内、中央一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目地内、天神一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目地内、日吉一丁目、二丁目及び三丁目地内、舞の里一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目地内、新久保一丁目及び二丁目地内、美明一丁目、二丁目及び三丁目地内、久保字千鳥、字土取、字島ノ元、字浜及び字流地内並びに字榎町、字猿ヶ尾、字花見、字鎌田、字高田、字鴻ノ巢、字左屋、字四反田、字若ノ浦、字酒屋、字上ノ原、字杉谷、字川寄、字太郎丸、字長崎、字田中田、字宝満、字傍示ヶ坪、字裏ノ山及び字蓮町の各一部、美郷字美郷地内、古賀字雨降、字五反田、字向山、字芝原、字上牟田、字八反田及び字牟田地内並びに字京田、字古賀屋敷、字向京田、字向浜、字高柳、字汐入、字上新開、字中出、字中川及び字繩手ノ内の各一部、今在家字屋敷、字屋敷田、字高柳、字水町及び字ヨウゾミゾ地内並びに字雨降、字源蔵町、字合畝町、字三十六、字四反田、字小川原、字石添、字川出渕、字大坪、字嶋巡、字苗代町、字井手口、字用尺及び字有町の各一部、糸ヶ浦字井ノ浦地内、鹿部字ウツキ、字浦口、字永浦、字田渕、字日焼、字播摩、字尾向、字藪サミ及び字小牧地内並びに字浜の一部、小山田字前田地内並びに字恵内作、字古ノ後、字向エ、字寺裏、字室、字船原、字大裏、字徳ノ尾、字北ノ裏、字柳坂及び字聖母屋敷の各一部、小竹字ハシダ、字勸三郎、字七俵、字大手木、字池田、字八反田及び字六反田の各一部、庄字井手流、字辻及び字龍ヶ崎地内並びに字屋敷、字供田、字郷ノ辻、字極田、字堀ノ内、字栗原、字原、字尻面、字杉ノ木、字石橋、字相元、字鍛冶給、字樋ノ口、字姪田及び字柳ヶ坪の各一部、新原字ウシロ、字下別当、字原口、字高木、字柴原、字水上、字前田、字大田町、字中ノ坪及び字野口の各一部、青柳字井ノ浦、字釜田、字三田浦、字糸ヶ浦、字芝原、字蔭入及び字藤津田地内並びに字アバラタ、字沖田、字乙石、字願浄寺、字宮脇、字橋本、字九郎丸、字熊本、字栗原、字古子、字佐谷元、字坂口、字寺浦、字汐焼、字鹿場、字小原、字小当町、字小路、字松本、字神田、字石瓦、字村中、字太田、字大浦、字大内田、字中間給、字中里、字忠蔵園、字天野、字藤

津、字童子ヶ浦、字楠浦、字日野、字馬渡、字尾東、字弘川、字法恩寺、字野間、字野間ノ下、字揚田、字立浦、字立花木及び字鯛田の各一部、青柳町字フソフソ、字屋敷、字下井手、字原、字古屋敷、字狐崎、字笹川、字三瀬原、字鹿場、字小浦、字清水町、字川端、字東ヶ浦、字大浦、字中溝、字辻ヶ鼻、字道田、字日焼原、字馬渡、字百田、字平田、字良仙寺及び字六ノ坪の各一部、川原字於宮町、字屋敷、字瓦田、字原、字今一、字植松、字植町、字大塚、字鷹ノ熊、字鳥町、字樋田、字髭園、字福王及び字平田の各一部、薦野字下原、字苦桃、字原、字大人、字麦田及び字麦田ノ下の各一部、谷山字河内、字恵下、字古ノ屋敷、字後田、字松葉、字節原、字相原、字大塚、字谷別当、字野中、字柳原及び字裏ノ山の各一部、筵内字上川原地内並びに字瓜木屋、字下川原、字貴布祢、字久保田、字曲り渕、字古川、字古茶屋、字後畑、字荒木、字高田、字高柳、字笹原、字三所田、字三郎丸、字山鹿、字志免尻、字寺ノ前、字小松原、字小森、字小路、字松ヶ元、字上ノ原、字新町、字陣屋敷、字清水ヶ元、字石原、字扇ノ原、字前田、字蔵園、字大門、字辰ヶ元、字池田、字竹末、字茶ノ木谷、字茶屋ノ本、字茶屋ノ裏、字中小路、字長谷、字鶴、字堤ノ下、字天崎、字田倉、字湯ノ裏、字湯釜、字筒口、字峠、字徳久、字南原、字白山、字尾畑、字宝満、字姪田、字木屋脇、字且ノ原、字野毛尾及び字裏ノ谷の各一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年3月福岡県告示第238号福岡広域都市計画下水道事業太宰府公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

太宰府市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業太宰府公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年1月22日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和5年1月福岡県告示第49号福岡広域都市計画下水道事業前原公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

糸島市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業前原公共下水道

3 事業施行期間

昭和59年2月14日から令和14年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和5年1月福岡県告示第49号の事業地中糸島市高田字清徳、字小生水、字中牟田及び字古山木、高田一丁目及び五丁目、池田字向城、字中上町、字横枕、字大五郎、字ハジカメ、字下川原、字十徳、字中の坪及び字立野、泊字カヘタ、字池ノ浦、字ヲラツカ、字リュウサキ、字カツラギ、字フシカ坂、字大石ヶ本及び字タチ、

多久字柿原、字六地藏、字口木、字中原、字沼田及び字長田地内において事業地を変更する。

令和5年1月福岡県告示第49号の事業地に糸島市伊都の杜一丁目、二丁目及び三丁目を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和5年1月福岡県告示第50号福岡広域都市計画下水道事業志摩公共下水道（可也引津処理区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

糸島市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業志摩公共下水道（可也引津処理区）

3 事業施行期間

平成20年9月22日から令和14年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和5年1月福岡県告示第50号の事業地に、糸島市志摩師吉二丁目、五丁目、七丁目及び八丁目、志摩ひかりが丘、志摩初一丁目、二丁目及び三丁目、志摩井田原南、志摩稲留東を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第309号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 船越 2 丁目
- 2 区域の所在地 北九州市八幡西区船越二丁目、椋枝一丁目及び大字香月
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 15 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 15 号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市八幡西区船越二丁目	3818番 4	標柱 1 号
	3816番 1	標柱 3 号及び 6 号
	3816番 132	標柱 4 号
	3816番 67	標柱 5 号
	3715番 623	標柱 7 号
	3715番 585	標柱 9 号
	3715番 425	標柱 10 号
	3715番 10	標柱 11 号
北九州市八幡西区椋枝一丁目	3715番 12	標柱 2 号
	道路（3715番 637 地先道路敷）	標柱 12 号及び 13 号
	3715番 4	標柱 14 号
	2438番 72	標柱 15 号
北九州市八幡西区大字香月	3715番 639	標柱 8 号

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。

令和 8 年 4 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県特別児童扶養手当システム構築業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し

、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年4月17日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和

9年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

福岡県特別児童扶養手当システム構築業務委託

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

福岡県福祉こども政策部こども未来課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年5月19日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続きを行っている者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者であること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	AA

- (5) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (6) I S M S（情報セキュリティマネジメントシステム）及びプライバシーマーク認証を取得していること。
- (7) 特別児童扶養手当の制度及び特別児童扶養手当システムに精通した技術者を配置し、都道府県で運用実績のある特別児童扶養手当システムを導入できること。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県福祉こども政策部こども未来課児童扶養手当係（県庁行政棟2階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3259（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

- 5の部局とする。
- 7 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和8年4月7日（火）から令和8年4月20日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（午後11時30分から午後0時30分を除く。）5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 9 入札説明会
開催しない。
- 10 入札参加申請書の提出期限等
- (1) 提出書類
入札説明書のとおり。
- (2) 提出期限
令和8年4月21日（火）午後5時00分まで
- (3) 提出場所
5の部局とする。
- (4) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- (5) その他
ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。
イ 提出に係る詳細については、入札説明書を参照すること。
ウ 競争入札参加資格申請書等の作成にかかる費用は提出者の負担とする。
- 11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和8年5月18日（月）午後5時00分

- (3) 提出方法
入札説明書のとおり。
- 12 開札の日時、場所及び方法等
- (1) 日時
令和8年5月19日（火） 午後3時00分
- (2) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政棟地下1階南棟西側 福祉こども政策部会議室
- (3) 方法
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (4) 落札者が不在の場合の措置
開札の結果、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる

担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わるができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が決定した場合は、当該入札結果を福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載することにより公表する。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) The name of contract matter
Contract for the Development of a Fukuoka Prefecture Special Child Rearing Allowance System
- The details are described in the manual of this tender documents.
- (2) Contract Period
From the date of contract conclusion to 31 March, 2027
- (3) Delivery Location
Please find attached information for invitation to tender
- (4) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. 18 May, 2026
- (5) Contact Information
Children's Future Division,
Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7, Higashikoen, Hakata - Ward, Fukuoka City,

812-8577, Japan
TEL 092-643-3259
FAX 092-643-3765

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
水循環型シャワー及び手洗い一式
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴

収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和8年4月16日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物件の調達契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 物件名
水循環型シャワー及び手洗い一式
- (2) 物件の仕様
入札説明書による。
- (3) 契約履行期限
契約締結日から令和8年9月30日まで
- (4) 契約履行場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契

約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(2) 2 の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの。

大分類	中分類	業種名	等級
05	07	機械器具（防災機器）	AA
12	01	雑類（百貨）	AA
12	06	雑類（その他）	AA

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。)

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 競争入札参加申請書の提出

入札に参加しようとするものは、以下の方法により、様式第 1 号「入札参加申請書」を提出しなければならない。

(1) 提出場所

6 の部局とする。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 11 日（月）午前 11 時 00 分

(3) 提出方法

持参（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条に規定する休日（以下「県の休日」という。）には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は、様式第 2 号「入札辞退届」を 6 の部局に提出すること。

6 当該契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課防災企画係（行政北棟 3 階）

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3112（ダイヤルイン）

F A X 092-643-3117

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付

この公告の日から令和 8 年 5 月 1 日（金）までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで 6 の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

6 の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後3時00分

(3) 提出方法

直接持参すること（ただし、県の休日には受領しない）。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年5月18日（月）午前10時30分

(2) 場所

福岡県総務部防災危機管理局災害対策本部室（行政北棟3階）

※ ただし、災害発生などの事情で災害対策本部室が使用できない場合は、別途県が指示する日時・場所にて実施

11 入札保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（見積金額の2割超に相当する金額）を全て誠実に履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 納付期日

ア 小切手等にて納付する場合

令和8年5月15日（金）午後3時00分

※納付期日までに、6の部局へ小切手等にて納付する旨連絡すること。

イ (1)ア及びイの免除要件に該当することを証明する書面を提出する場合

令和8年5月15日（金）午後3時00分

※郵送で提出する場合も期間内必着とする。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、14により、再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載のないもの、または、入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が決定した場合は、当該入札結果を福岡県ホームページに掲載することにより公表する。

14 落札者がいない場合

開札した場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時において再度入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

15 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

(1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

16 契約条項を示す場所

6 の部局とする。

17 その他

(1) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他、県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 契約締結時の条件として暴力団排除条項に係る誓約書を提出すること。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

18 Summary

(1) The name of contract matter

Procurement Contract for Water-Recycling Shower Facilities and Water-Recycling Handwashing Facilities

- The details are described in the manual of this tender.

(2) Contract Period

From the date of contract conclusion to 30 September, 2026

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

3 : 00 P. M. 15 May, 2026

(5) Contact Point for Notice

Disastar Prevention and Planning Section , Disastar Prevention and Planning Division, Disaster Prevention and Crisis Management Bureau , General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Government Office , 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan

TEL 092 - 643 - 3112

E - mail bouki@pref.fukuoka.lg.jp

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第 104 条の 2 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 137 条の 2 の規定により次のように公示する。

令和 8 年 4 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4052580091	介護老人保健施設 ハッピーライフ 大川市向島1555-1	医療法人社団 高邦会	令和 8 年 3 月 25 日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第 93 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 135 条の 2 の規定により次のように公示する。

令和 8 年 4 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護福祉施設サービス	4072500863	特別養護老人ホーム 永寿園 (ユニット型) 大川市鐘ヶ江 7 - 1	社会福祉法人 道海永寿会	令和 8 年 4 月 1 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条の規定において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区連合名	認可年月日
筑後川下流土地改良区連合	令和8年3月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市稲吉字若宮1290番6、1290番7、1295番3、1295番4、1296番1、1296番8、1300番4、1300番6、1300番7、1302番5、1302番21、1302番22及び1302番24
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市稲吉1296番地7
高木 英俊

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を令和8年3月23日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和8年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域及び都市地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおり	北九州市、那珂川市、糟屋郡 粕屋町
都市地域		京都郡みやこ町

（「次の図面」は省略し、福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。）

監査委員**監査公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査「県に事務局を置く県事業に係る実行委員会・協議会等の事務について」を企画・地域振興部総合政策課等17機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年4月7日

福岡県監査委員	塩川 正一
同	世利 洋介
同	森 行一
同	渡辺 美穂

令和7年度
行政監査結果報告書

(県に事務局を置く県事業に係る実行委員会・協議会等の事務について)

福岡県監査委員

目次

第1	監査概要	1
1	行政監査のテーマ	1
2	テーマ選定の理由	1
3	監査対象機関	1
4	監査の着眼点	3
5	監査の実施期間	4
6	監査の実施方法	4
第2	監査の結果及び意見	4
1	任意団体における諸規程について	4
2	会計事務処理について	5
(1)	預金通帳及び印鑑の管理について	6
(2)	換金されるリスクが高い物品の管理について	7
(3)	適正な現金の管理について	8
(4)	契約事務について	9
3	任意団体を組織し事業を行うことのメリット・デメリットについて	11
4	総括意見	14

【参考資料】

- 制度所管課のマニュアル
- ・ 任意団体における適正な会計処理の確保のための「会計管理マニュアル」

第1 監査概要

1 行政監査のテーマ

県に事務局を置く県事業に係る実行委員会・協議会等の事務について

2 テーマ選定の理由

県の施策を実施するに当たっては、県が直接事業を執行するのではなく、県に実行委員会、協議会等（以下「任意団体」という。）の事務局を置き、負担金を支出した上で、任意団体が主体となり事業を実施している場合がある。これら任意団体は、形式上県とは別組織であるため、県からの直接の統制を受けるものではないが、県からの支出を受けている以上、県と同等の適正な事務処理が求められる。

また、任意団体は、県、市町村、関係団体等構成団体からの負担金及び補助金等で成り立っていることから、特に会計事務については、公金に準じた厳格な取扱いが必要である。しかし、任意団体では県の財務会計システムを経由せず少数の職員が預金通帳を管理し直接出入金を行うため、不祥事につながりやすい側面がある。

このため、平成22年6月、総務部人事課、総務部財政課及び会計管理局会計課の三課連名による「任意団体における適正な会計処理の確保のための「会計管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が作成され、知事部局が所管する任意団体についてはマニュアルに基づき適正な会計事務を行うことが求められているところである。

上記の点を踏まえ、県に事務局を置き、県の施策に係る事業を実施する任意団体について、マニュアルに基づき会計事務が適正に行われているか、組織としての統制が機能しているかなどについて監査を行うこととした。

3 監査対象機関

(1) 監査の実施に先立ち、教育委員会及び警察を含む全ての県の機関（所属）に対し、本県の施策に関連する事業を実施し、かつ県が事務局を担っている任意団体の有無について予備調査を実施した。

この調査においては、本県の事業を主体的に推進するために設置された任意団体について監査を実施するという観点から、以下の任意団体については調査の対象外とした。

- ・ 任意団体の設置目的が会議や研修の開催のみであるもの
 - ・ 事務局が持ち回りであり、令和7年4月1日時点で事務局が他県等（本県以外）に移ったもの
- 調査の結果、対象団体数は130団体であった。

(2) 書面調査

上記(1)の任意団体の中から、他の構成主体に比し明確に県が運営、指導監督の責任を有するものとして、任意団体の令和6年度の決算収入における

県費の負担割合が75%（※）を超える32団体に対し、諸規程の整備・運用状況、会計事務の状況、任意団体で事業を実施することによる利点、課題に係る監査調査の提出を求めた。

※ 75%を超える団体を選定した理由

任意団体の運営について、他の構成主体に比し明確に県が運営、指導監督の責任を有するものとして選定

(3) 実地監査

最終的には、上記(2)の任意団体の中から、下記ア、イ、ウのいずれかに該当する17機関計21団体（表1）を実地監査の対象とした。

ア 任意団体予算が1,000万円以上のもの

ただし、1機関（所属）にアに該当する任意団体が複数ある場合は、イ、ウのいずれかに該当する任意団体を選定。そうでない場合は、最も予算額が大きい1団体を選定

イ 監査調査に任意団体であることによる課題を記載しているもの

ウ 監査調査に記載された内容に確認すべき疑問点があるもの

表1 実地監査対象機関
・知事部局等（16機関18団体）

機関(所属)名	任意団体名	構成者数 ※	代表者	県費負担 割合(%)
総合政策課	福岡県風力発電産業振興会議	企業・団体等 約240	株式会社 役員	100.0
政策支援課	日彦山線沿線地域振興事業 実行委員会	県町職員 3人	県課長	92.2
国際政策課	FUKUOKA IS OPEN 推進事業実 行委員会	公益財団 法人等5	県局長	100.0
文化振興課	ふくおか県芸術文化祭実行委 員会	各種団体等 32	知事	99.5
生活安全課	交通事故をなくす福岡県民 運動本部	各種団体等 約190	知事	97.7
スポーツ企画 課	福岡県スポーツコミッション	放送関係者 等7人	県局長	100.0
スポーツ振興 課	スポーツフェスタ・ふくおか 実行委員会	各種団体等 11	県局長	84.2
	福岡県パラスポーツタレント 発掘・育成事業実行委員会	各種団体等 10	スポーツ 団体役員	97.8
ワンヘルス総 合推進課	福岡県総合型地域スポーツク ラブ育成委員会	各種団体等 9	公益財団 法人役員	100.0
	福岡県ワンヘルスに関する国 際会議の誘致委員会	大学等 4	副知事	100.0
生活衛生課	福岡県油症対策連絡協議会	県市職員6人	県部長	98.3
薬務課	福岡県市町村献血推進協議会 連合会	各市区町村 献血団体等	日本赤十 字社社員	100.0

スタートアップ推進課	福岡県ベンチャービジネス支援協議会	企業・個人等 約190社・人	株式会社 役員	94.1
先端技術産業振興課	福岡県半導体・デジタル産業振興会議	企業・個人等 約1,300社・人	株式会社 顧問	91.9
自動車・水素産業振興課	福岡県水素グリーン成長戦略会議	企業等 約900	株式会社 役員	78.1
観光振興課	福岡県デステイネーションキャンペーン実行委員会	各種団体等 38	知事	100.0
輸出促進課	福岡県産品輸出促進協議会	各種団体等19	副知事	91.4
水産振興課	福岡有明あさり販売促進協議会	各種団体等 6	県課長	100.0

・教育委員会（1機関3団体）

機関(所属)名	任意団体名	構成員数 ※	代表者	県費負担 割合(%)
体育スポーツ健康課	福岡県選手強化推進実行委員会	団体役員等 13人	県部長	99.8
	福岡県聴覚特別支援学校体育連盟	特別支援学 校 5	校長	95.4
	福岡県視覚障がい教育校体育連盟	特別支援学 校 4	校長	97.4

※個人により構成されているものは人数を記載

・警察（該当なし）

4 監査の着眼点

- (1) 任意団体における諸規程について
 - ・ 任意団体の諸規程（設置要綱や経理等に関する規程）は適切に整備・運用されているか。
 - ・ 毎年度事業の実施計画及び予算の審議・決定が任意団体において規定に基づき適正に行われているか。
- (2) 会計事務について
 - ・ 会計処理を記録した帳簿（出納簿）及び収支状況を表した決算書類を整備しているか。
 - ・ 収入及び支出に係る事務処理について、規定に基づき適正に行っているか。また、根拠書類を整理しているか。
 - ・ 決算処理が適正に行われ、決算書類及びその根拠書類、帳簿等の金額が、預金通帳の金額と一致しているか。
 - ・ 預金通帳及び印鑑を別々の職員が保管・管理しているか。また、担当者以外の職員が、預金通帳の残高を定期的に確認しているか。

- ・ 切手や商品券等の換金が容易なものについて、適正に管理しているか。
 - ・ 購入した物品や県から貸与された物品について、適正に管理しているか。
- (3) 任意団体により事業を実施するメリット・デメリットについて
- ・ 県が直接事業を実施するのではなく、任意団体が事業を実施することによる具体的なメリット・デメリットは何か。

5 監査の実施期間

令和7年11月12日～令和7年12月24日

6 監査の実施方法

3の表1に掲載している17機関に対し、あらかじめ任意団体の事務処理の実施状況等を記載した監査調書及び要綱等の提出を求めた上で、各事務局に赴き、出納簿、預金通帳及び支出証拠書類等の確認並びに事務局職員からのヒアリングを行った。

第2 監査の結果及び意見

1 任意団体における諸規程について

任意団体といえども、県から支出された負担金等の公金を原資として事業を実施する以上、任意団体の事務の執行、費用の支出等に当たり、適正性の確保、県民への説明責任が求められることは言うまでもない。

それらの責務を果たすためには、組織的にそれらをチェックする体制づくりが必要であるが、その前提として、会計事務にとどまらず、任意団体が行う事務全般を規定する客観的な規程の整備が不可欠である。

そのため、任意団体における規程の整備が適切に行われているかについて調査を実施した。

主な確認項目

- ・ 会則・規則の有無及びその内容
- ・ 会計規程の有無及びその内容
- ・ 決裁規程の有無及びその内容

【調査の結果】

任意団体の会則・規則及び決裁規程については、全団体について整備されており、設立目的及び県に事務局を置く根拠は適切に規定されていた。

また、事業の実施計画及び予算の審議・決定についても規定にのっとり適正に行われていた。

一方で、会計規程については、聞き取りの結果、全体の約70%に当たる15の任意団体において、独自の規程を整備又は、財務規則等の県の規程を準用することを任意団体の規程に明記していたが、県の規程を準用しているもの、そのことを明確に規程で定めていない任意団体が6団体あった。

表2 規程の整備状況

監査対象	会則・規約及び 決裁規程あり	会計規程	
		整備されている又は、県の規程を準用しているが、任意団体の規程に明記していない	県の規程を準用しているが、任意団体の規程に明記していない
21	21	15	6

【意見1】

任意団体の会計事務については、公金に準じた厳格な取扱いが求められる。会計事務の透明性を確保し、不適正な事務処理を防止するためには、任意団体の規程の中で事務処理手続の根拠を明確に定め、これにのっとり事務処理を行う必要がある。

しかしながら、今回実地監査を行った21団体のうち6団体については、県の会計規程を準用して事務処理を行っているとしながら、県の規程を準用することが規定で明文化されていなかった。

これでは、明確な規定もなく会計事務が行われていたとの疑念が生じかねず、不適正な事務が生じるリスクが非常に高いものであったと言わざるを得ない。

適正な事務処理とは一般に、事務処理を行う根拠を明確にし、それを徹底することで確保されるものであるから、会計規程に県の規程を準用する旨を明文化していない6団体については、速やかに県の規程を準用する旨を明記されたい。

2 会計事務処理について

マニュアルにおいては、任意団体における適正な会計処理を確保するため、より具体的な会計事務の処理に関する考え方が示されており、各任意団体は少なくともマニュアルの考え方に沿って事務手続を行う必要がある。

このため、各任意団体の会計事務がマニュアルの趣旨に沿って適正に行われているかについて、特に以下の点に留意して調査を行った。

- ア 日々の会計処理を記録した帳簿（出納簿）の整備及び出納簿への収入・支出の都度の記帳
- イ 執行責任者（契約・発注を行う責任者）と出納責任者（支払を行う会計の責任者）の分離
- ウ 収納した現金の速やかな預金

エ 出納責任者による月に1回以上の出納簿、支払調書及び預金通帳等複数
書類の突合

オ 出納責任者が交代する場合の引継ぎの際の、現金及び預金残高並びに未払
金、未収金及び預り金の確認

カ 現金及び預金残高の、年に複数回の任意団体の所管課（以下「所管課」と
いう。）による確認

キ 預金通帳及び印鑑について、管理者を規定し個別に金庫等に保管

ク 任意団体の規程等に基づいた決裁

ケ 収入及び支出証拠書類の適正な保管

コ 出納責任者による支出後速やかな口座振込依頼書等の支出書類の確認

サ 委託契約締結に係る複数業者による入札や見積もり合わせの実施

シ 補助金交付に係る規程の整備及び事務処理状況

ス 出納簿、支払調書及び預金通帳等を確認した上での決算書の整備

セ 切手やタクシーチケット等を使用している場合、受払簿及び使用簿を整
備し、紛失や盗難のおそれがないよう金庫等に保管

ソ 物品に係る管理簿の整備

タ ネット決済を使用している場合、パスワードの金庫等での適正な管理

チ 監事監査を定期的の実施し、会計監事が出納簿、支出決議書、証拠書類及
び預金通帳を突合

ツ 所管課による負担金等に係る実績確認は、任意団体の会計事務担当以外の
職員が決算資料、根拠資料及び預金通帳等を突合した上で実施

【調査の結果】

おおむね適正な事務処理がなされていたと認められるが、一部の任意団体
において、以下のとおり不適正な処理が見受けられた。

(1) 預金通帳及び印鑑の管理について

マニュアルでは、不正防止の観点から、預金通帳及び印鑑については、
管理者を明確に規定し、個別に管理する必要があるとされている。
しかしながら、今回実地監査を行った21団体のうち8団体で、預金通帳
及び印鑑を「同一の金庫に保管している（6団体）」、「金庫と鍵付きキャビ
ネット等別の場所に保管しているが、同一人物がそれぞれの鍵を管理して
いる（2団体）」、といった不備があった。

表3 預金通帳及び印鑑の管理状況

監査対象	管理が適正	同一の金庫 に保管	別の場所に保管している が、鍵の管理者が同一	不備があった任 意団体の割合
21	13	5	3	38.1%

【意見2】

同一人物が預金通帳及び印鑑を管理した場合、容易に不正な現金の引き出しが可能となり、任意団体の資金が毀損されるリスクが極めて高くなる。

今回実地監査を行った21団体のうち8団体で預金通帳及び印鑑を「同一の金庫に保管している」、「別の場所に保管しているが、同一人物が両方の保管場所の鍵を管理している」といった不備が見られた。

いずれの任意団体も実地監査後に、預金通帳の管理者と印鑑の管理者を分けることとし、速やかに事務処理を改善したものの、預金通帳及び印鑑を漫然と同一人物に管理させていた点については、不正防止の認識が欠けていたと言わざるを得ない。預金通帳及び印鑑を同一人物が管理することにより、不正が発生してしまいうリスクについては、本県を含め、過去多くの自治体で顕在化してきたところである。

今後は、このような事案を全庁で共有し、全ての所管課において、任意団体に対し、預金通帳及び印鑑について、別の場所での別々の人物が管理するといった適正な管理を行うよう指導を徹底させたい。

(2) 換金されるリスクが高い物品の管理について

マニュアルでは、切手やレターパック、収入印紙といった換金されるリスクが高い物品（以下「切手等」という。）については、適正な在庫の管理及び確認が求められている。このため、切手等については、金庫や鍵付きキャッシュネットに保管し、受入れ払出しは出納責任者が受払簿を用いて、紛失や盗難のおそれがないようにする必要がある。

しかしながら、今回実地監査を行った21団体のうち2団体で、受払簿への記載はあるものの、切手等を鍵のかからないキャッシュネットや執務室内の段ボール箱に保管している、といった不備のあるものがあった。

また、パソコン等の耐久性のある物品を購入している、又は県から物品の貸与を受けている任意団体においては、いずれも適正に記帳管理されていることを確認した。しかし、中には任意団体が購入した物品について、将来的に任意団体が解散を迎えた際に、所有するこれらの物品をどのように処分するのかを明確に定めていない任意団体が14団体あった。

表4 切手等の管理状況

監査対象	切手等なし	切手等あり	
		管理が適正	管理が不適正 不備があった 任意団体の割合
21	10	9	2 18.2%

表5 耐久性のある物品の管理状況

監査対象	所有 なし	所有あり		
		管理簿の整理 が適正	管理簿の整理 が不適正	任意団体が解散した 場合の物品の帰属先 を決めていない
21	7	14	0	14

【意見3】

切手等については、特に紛失及び盗難防止に意を用いる必要がある。

今回実地監査を行った21団体のうち2団体において、鍵のかからないキヤビネットや執務室内の段ボール箱に切手等を保管しており、執務室に入出入り可能な者であれば誰でも持ち出すことが可能な状態となっていた。

いずれの任意団体も実地監査後に、速やかに保管方法を改善し、切手等を鍵付きキヤビネット内に保管しているが、そもそもの問題として、任意団体において、切手等の適正な管理の必要性に係る認識が十分でなかったと言わざるを得ない。

今後は、このような事案を全庁で共有し、全ての所管課において、任意団体に対し、切手等の適正な管理を徹底するよう指導されたい。

また、パソコン等の耐久性のある物品を任意団体の予算で購入している場合は、将来的な解散に備えそれらをどのように処分するのか、公費を受けた任意団体の予算で購入した以上、県の財産・物品の取扱いに準じて処分方法を整理し明確にしておく必要がある。

(3) 適正な現金の管理について

マニュアルにおいては、現金・預金について、紛失や不正が生じないよう、その管理には細心の注意を払う必要があるが、年に複数回、所管課による確認を行うこととされている。例えば、県においては、資金前渡により支払われた旅費等について、その支払を終了した日の翌日から起算して5日以内に精算すべきであるとしているが、任意団体の事務処理においてもこれに準じた取扱いを行う必要があると考えられる。

今回実地監査を行った21団体のうち1団体において、職員の海外出張に伴い資金前渡により支払われた現地での交通費等について、残金を帰国後速やかに精算せず、所管課の金庫に放置し、当該任意団体の経費執行に係る責任者及び出納事務の責任者においても精算処理を行っていないことを確認していなかったため、年度中に返納処理がなされず、翌令和7年度に返納処理を行っていた事例があった。

さらに、金庫を管理する当該任意団体の事務局及び所管課においても、当該現金が金庫内に保管されていることを把握していなかった。

【意見4】

前渡資金等の精算は速やかに行わなければ、使途不明金の発生等、不適正な会計処理が発生するリスクが高まる。

今回実地監査を行った21団体のうち1団体においては、出張者が支払終了後（帰国後）速やかに精算せず、現金を所管課の金庫に放置していたにもかかわらず、金庫を管理する当該任意団体の事務局、所管課いずれにおいてもそのことに気付くことができていなかった。

また、精算処理を実施していないことについては、決算や監事監査などでも把握しておかなければならなかったところ、これを見逃し、返納が翌年度にずれ込んでいたものである。

これは、任意団体の職員及び上司において、現金の取扱いについては不適正な会計処理が発生するリスクが高いため特に注意が必要であることと、また、県の公金が入っている以上、年度の考え方も含め県の会計規程に準じ厳格に取り扱われるべきであることについて、理解が不十分であったことが原因と考えられる。

さらに、今回の件は、所管課である所属の金庫内に現金が放置されていた事案であり、金庫を管理する所属長にも責任の一端があると言わざるを得ない。

今後、任意団体においては、職員に対し県の規定の趣旨を周知し、資金融前渡により現金を支払った場合には、現金の精算を速やかに行うことと、及び会計事務を担当する職員が返納についての状況確認を行うことを徹底するとともに、所管課の所属長においても、金庫内に現金が放置されていないかの確認を徹底されたい。

(4) 契約事務について

ア 県が契約を締結する際には、契約の事前伺及び契約締結時に契約の内容容について書面等で回議し、決裁権者が決裁を行わなければならない、任意団体の事務処理においてもこれに準じた取扱いをすべきである。

しかしながら、今回実地監査を行った21団体のうち1団体において、当該任意団体の決裁規程では、収入、支出及び入札の執行に関することは、事務局長の専決事項となっているにもかかわらず、委託契約に係る事前伺及び契約締結時の起案文書について、決裁権者である事務局長の承認印がないものがあった。

担当者へのヒアリングによると、当該契約の支出の段階では、決裁権者は文書で承認しており、事前伺及び契約締結の決裁の段階においても

口頭で承認していたが、承認印の押印のみを失念していたとのことであった。

【意見5】

契約は、相手方との間に法的効力を生じさせる極めて重要なものもあり、それに係る意思決定を適正な決裁方法で行うことは、事業の透明性確保の観点からも極めて重要である。

今回実地監査を行った21団体のうち1団体において、任意団体の意思決定の根拠となる契約の事前伺及び契約締結時の起案文書について、決裁権者の押印がされていないかった。

決裁権者は、委託契約に係る事前伺及び契約締結の決裁時において、口頭での承認はしていたとのことであったが、承認印の押印がないことにより、書面上は決裁権者の承認を得ずに施行した形となっていた。

このことは、決裁権者の承認手続の軽視であり、任意団体において決裁規程についての認識が十分でなかったことが原因であると考えられる。今後、任意団体においては、契約の事前伺及び契約締結の際に、決裁権者による適切な文書確認と決裁規程に基づく決裁を行うよう徹底されたい。

イ 県に限らず、書面で契約を交わす場合には通常、契約の当事者が契約書を作成し、記名押印した上で契約書を完成させ、各々がその1部を保有するものである。

しかしながら、今回実地監査を行った21団体のうち1団体において、委託契約の契約書を2部作成し、契約の相手方に記名押印させていたにもかかわらず、これらに任意団体の長の記名押印をして契約書を完成させ、その1部を契約の相手方に交付すべきところ、契約書2部ともに任意団体の長の記名押印をしないまま、誤ってファイルに綴じていた。また、契約に基づく支出を行う際にもそのことに気付いていなかった。

【意見6】

書面による契約とは、契約の相手方とともに、契約の当事者が記名押印した契約書を作成し、各々がその1部を保有することにより、当事者が合意した内容を各々明確に確定させ、その効果を確実なものとするとともに、改変や偽造等による紛争を防止するために行う、極めて重要なものである。

当該契約については、契約当事者の双方において契約書の交付に係る決裁権者の決裁は得ていたものの、その施行を任意団体の担当者が失念し、上司によるチェックも機能していなかった。

また、契約書に基づいて行うべき支払に当たっても、その確認が行われていなかった可能性が極めて高い。

これらは、任意団体における契約から支払までの一連の手続について、公金と同様に適正に実施する必要があるという意識が任意団体の職員に欠けていたことが原因と言わざるを得ない。

今後は、契約締結時に契約書の交付状況について、担当者及び上司など複数人で確認するとともに、支払に当たっても契約書に基づき確実に履行が行われているかしっかり確認するなどの基礎的な会計事務の実施について、所管課から任意団体に対し徹底されたい。

3 任意団体を組織し事業を行うことのメリット・デメリットについて

任意団体においては、県が直接会計事務を執行する場合に比べ、事務の複層化による業務量の増加、県の財務会計システムを通さず直接現金を取り扱うことによる不正事案の発生といったリスクが存在する。

事業の実施に当たり任意団体方式を採用する場合には、それらのリスクと任意団体方式を採用するメリットを比較衡量し、任意団体方式の必要性を対外的に説明できるようにすることが必要であると考えられる。

このため、今回実地監査を行った21団体に対し、任意団体方式で事業を実施したことにより、どのようなメリット及びデメリットがあったかについて調査した。

【調査の結果】

メリットとして挙げられたのは

- ・任意団体構成員の専門知識、ネットワーク及び人的資源を活用できる。

が11団体で最も多く、次に、

- ・任意団体を構成する自治体等それぞれの意思決定を待たずに、総会で速やかに意思決定できる（事業実施に係る調整が容易）。

が4団体と続いていた。

一方で、少数ではあったが、事務手続上の課題など、一部デメリットについて挙げた任意団体もあった。しかしながら、それらの任意団体についても、任意団体で事業を実施するメリットと比較した場合、任意団体で事業を実施したことは結果的に事業の推進に寄与したとしていた。

メリット及びデメリットは次の表のとおりであった。

表6 メリット及びデメリット

【メリット】

内容	任意 団体数
任意団体構成員の専門知識、ネットワーク及び人的資源を活用できる	11
任意団体を構成する自治体等それぞれの意思決定を待たずに、總會等で速やかに意思決定できる（事業実施に係る調整が容易）	4
任意団体の構成員への情報提供が容易	3
任意団体の構成員が主体性を持って事業に取り組むことになる	2
他団体からの負担金を事業実施に活用できる	2
地域のニーズや課題に即した事業を実施できる	1
任意団体に雇用している職員は、県職員と異なり人事異動がないため専門的な知識等が蓄積されている	1
合計	24

【デメリット】

内容	任意 団体数
電子決裁の環境が整備されていないため、紙での起案・決裁を要する（なお、2団体については、独自の電子決裁システムを導入していた）	3
任意団体の構成員によって事業への熱意にばらつきがある	1
負担金の額の確定に係る事務手続が煩雑	1
合計	5

また、個々の任意団体の事業目的から見た具体的なメリットとしては、例えば、

- ・ブランド海産物の厳格な流通体制構築という事業内容の達成のために作成することとなったトレーサビリティシステム導入に当たり、流通、加工、販売、各過程の構成員の意見を反映させることで、実用的なシステムを構築することができた。第三者として県が関係者の意見を聴取してシステムを検討し、さらにそれを構築するといった過程を、関係機関が共同で参画しシステム構築を行うことにより、より短期間で効果的なシステムの構築が可能となった。
- ・国際会議の誘致を目的とした活動を行っているが、誘致主体として必要な分野の大学（医学、農学、獣医学等）や関係団体がそれぞれの立場から誘致手法等に対する意見を提出して、主体的にPR活動や視察受入などに取り組むことによって、効果的に誘致活動を実施している。

などが代表的なものであり、他の任意団体においても構成団体の専門的知見、ネットワーク、人的資源の活用、情報の共有や事業内容に係る意思決定の迅速化などにより効率的な事業の実施ができたといった点が主要なメリットとされていた。

【意見7】

任意団体及び所管課へのヒアリングにおいては、いずれの任意団体においても、「構成員の専門知識、ネットワーク及び人的資源を活用できる」及び「構成する自治体等それぞれの意思決定を待たずに、総会等で速やかに意思決定できる」といったメリットがあるとされており、確かに、各任意団体の事業内容を見てもそのようなメリットがあることも一定理解できる。

しかしながら、意見6までの監査結果を見ると、任意団体による事業実施は、県が直接会計事務を執行する場合に比べ、任意団体の規程などに基づいた統制の脆弱さ、県の財務会計システムを通さず直接金銭を取り扱うことよって生じる不適正な事務処理といったリスクが大いことが改めて確認された。また、一部の任意団体において、職員に、公金を扱っているという責任感や適正な事務処理の必要性に係る認識が不足していた事案も散見されたことを鑑みると、メリットに挙げられていた意思決定の迅速化も、一転して安易に不適正な事務処理を行ってしまうリスクを伴うこととなる。

それらを考えると、任意団体方式を採用するかどうかを決定するに当たっては、単に何らかのメリットが認められるというだけでは不十分なのではないか。

様々な任意団体方式の構成団体が財源を負担するという場合はともかく、県がその財源のほとんどを担う場合は特に、任意団体方式での事業実施を検討するに当たっては、そのリスクや職員の事務負担の増加、財産管理の複雑さなどを前提に、

- ・ 代表者を知事や県職員が務めている任意団体については、県が事業実施主体として直接会計事務を担当し、事業内容等に係る意思決定は関係機関による合議体で知見を活用するといった事業手法を行った場合と比較して、真に任意団体方式の方が事業の成果が上がるのか
 - ・ 特に事業内容に補助金の交付事務が含まれている場合、県が事業実施主体となった方が、使途の確認、不適正等があった場合の補助金の返還命令等を行う場合にスムーズになると考えられるが、それでも任意団体方式を採用した方が良い理由があるのか
- といった点について、具体的検討を徹底する必要があると思われる。

また、このことが、県民への説明責任にも資することとなり、事業の透明性の確保にもつながるものと考ええる。

各所管課及び任意団体にあつては、今後も引き続き適正な事務処理の確保に努めることは無論のこと、不適正な事務処理が発生し、県民の疑念を招くことのないよう、今回の調査結果も踏まえ、事業手法の検討の段階から、効果とリスクを十分に踏まえた検討を実施された

い。

4 総括意見

人口減少・少子高齢化の進行、経済や人的交流のグローバル化の進展、デジタル化・脱炭素社会への対応、頻発化・激甚化する自然災害等、現在本県を取り巻く状況は急速に変化している。

これらに対応するため、県が実施する施策の推進に当たっては多様な手法を取り入れることが求められており、そのためには、県民の方々はもちろんのこと、様々な地域、分野の関係者と連携・協力しながら施策を実施していく必要がある。

そういった意味で、民間企業や研究機関等の知見や能力を活かすための任意団体による事業実施という手法は今後も必要とされるものと考えられるが、一方で、それらが県の施策である以上、透明性の確保を図り、その正当性及び成果についてつまびらかにすべきことは論を待たない。

今回明らかになった不備については、一義的には所管課で所属長のもと改善に取り組みむべきことではあるが、今回の事例を参考に、各所属においてマニュアルが有効に活かされ、実際の事務処理に反映されるよう、制度所管課でも改めて取り組んでいく必要がある。

さらに、知事部局においては、制度所管課が、任意団体の会計事務の処理状況について定期的に確認・報告させるとともに、任意団体の職員に対する研修参加を促すなどの取組を実施しているが、今後、その結果を踏まえた適切な点検、指導を行うなどマニユアルの実効性を確保するための更なる方策を検討されたい。

また、先に述べたように、今回の調査においては、任意団体方式の採用には一定のメリットはあつたとは認められたが、真にその方式が最も有効な事業手法であつたかが徹底して検証されていたかまでは十分に聞き取ることではできなかった。

今後、任意団体による事業実施を検討されるに当たっては、事業の目的、実施手法、解決すべき課題等を十分に検討の上、費用対効果を踏まえ、メリット・デメリットを慎重に比較衡量していく必要がある。

また、先述のとおり、本県を取り巻く状況は急速に変化している。所管課及び各部におかれては、新規に事業手法を検討する場合のみならず、従来から任意団体による事業を実施しているものについても、引き続き任意団体方式で

事業を行うメリットは何か、目的が十分に達成できているかについて適宜検証していく必要がある。

制度所管課におかれましては、今後各部分のような検討や検証を十分に行えるよう、検討・検証に当たっての基本的な考え方を示し、検証が継続されるよう促されたい。

そのような取組により、今後、より効果的に民間等との協働が図られることを期待するものである。

【参考資料】

任意団体における適正な会計処理の 確保のための「会計管理マニュアル」

平成22年6月

総務部 人事課
総務部 財政課
会計管理局 会計課

目 次

1	はじめに	1
2	収入・支出関係	1
	(1) 出納簿	1
	(2) 収入・支出証拠書類	2
	(3) 支出方法	2
	(4) 現金・預金の保管・管理	3
	(5) 物品等の管理	3
3	決算関係	3
4	監事監査関係	4

1 はじめに

実行委員会、協議会等、県職員がその事務を行う任意団体では、県、市町村、関係者からの負担金、補助金で成り立っており、公金に準じた厳格な取扱いが必要である。

会計処理のあるべき姿としては、会計処理をするに当たっての基準となるきまり（ルール＝規定等）を明確にし、それに基づいて日々適正な会計処理を行い、これを記録した帳簿（出納簿）と収入及び支出に関する証拠書類を整備し、年度末には収支状況等を表した決算書を作成しなければならない。

そして、ここで重要なことは、適正な会計処理を担保するためには、執行責任者、出納責任者等複数の者に役割を担わせ、適切にその役割を実行させることである。

すなわち、執行責任者は、契約・発注を行う機関の責任者、出納責任者は、支払を行う会計機関の責任者（出納員）であり、これらの役割を明確にし相互に牽制されることにより、会計処理の適正化が確保される。

県職員が事務を行う任意団体においては、組織及び予算の規模が小ささまざまであることから、一律に会計事務のあり方を規定することは困難であるが、県職員が事務を行う任意団体において、適正な会計処理を確保するうえで、執行責任者及び出納責任者等が行うべき基本的な事務手続きを「会計管理マニュアル」としてまとめたところであり、これらを踏まえ、適切な対応を図らねたい。

2 収入・支出関係

(1) 出納簿

出納簿は、収入や支出の根拠に基づいて出納したことを記録するものであり、会計処理における基本となる書類であり、会計担当者は、収入・支出の都度出納簿を整理する必要がある。

出納責任者は、出納簿の確認を日々行う必要があるが、最低月1回は出納簿と支払調書、通帳等複数の書類でチェックを行い確認する必要がある。

出納責任者が交代する場合は出納簿の引き継ぎについては、その責任の明確化のためにも厳格な確認が必要である。

具体的には、現金や預金の残高、未払金、未収入、預り金等の確認等を行わなければならない。

現金については現物確認、預金については残高確認の必要がある。（残高確認は金融機関の残高証明書の添付が望ましい）

また、未収入、未払金が発生しているものについては、補助簿を作成し、処理状況を把握する必要がある。

<留意点>

- ・ 出納簿の記載は適切か。
- ・ 出納簿と支払調書、通帳等複数の書類をもれなく突合して確認すること。
- ・ 債権（未収入）、債務（未払金）は適正に整理しているか。
- ・ 債権（未収入）について回収不能としている場合、適切な手続きが行われているか。

(2) 収入・支出証拠書類

収入及び支出に関する証拠書類は、その根拠であり、支払った月ごと、費目ごとに適切な整理・保存がなされていることが必要である。

支出証拠書類の整理の一例としてあげると、各月の支払額を費目ごとに総括表を作成することで、担当者にとっても出納責任者及び監査人にとっても確認行為がスムーズに行うことが可能となり効率的である。

また、決算書を作成する時にも活用し易く大変便利である。

<留意点>

- ・ 支出証拠書類が支出費目ごとにすべて揃っているか。
- ・ 支出決議書の目的、金額、支払先等を明記し、適正なものであるか。
- ・ 予算計上された支出か、経費が過大となっていないか。
- ・ 決裁は適切に行われているか。
- ・ 領収証等の整備は適正か。
 - 口座振込 口座振込依頼書（領収書）の有無。
 - 現金支払 領収書の有無、受領印。

(3) 支出方法

支出の方法としては、現金、口座振込、小切手、ファームバンキング等があるが、いずれの場合も、出納責任者は、決裁文書、振込先、方法等を確認したうえで、支払決定（押印）を行うこと。また、事後においては、速やかに領収書等・証拠書類を確認すること。

なお、金融機関への支払い手数料の費用負担を考慮して現金による支払いを行っている場合は、特にその管理に留意する必要がある。

<留意点>

- ・ 口座振込 口座振込依頼書（領収書）の有無。
 - * 金融機関名、口座番号、債権者氏名に誤りはないか。
- ・ 現金支払 領収書の有無、受領印。
 - * 詳細は、後述の「現金・預金の保管・管理」を参照。
- ・ 小切手 振り出し金額に誤りはないか。残枚数の確認。
 - 小切手帳及び振出印鑑の管理は、担当者と別の責任者が行うこと。
- ・ ファームバンキング 金融機関名、口座番号、債権者氏名に誤りがないか。
 - パスワード、暗証番号の管理及び取引結果リストの確認は、出納責任者が行う必要がある。

(4) 現金・預金の保管・管理

現金・預金については、紛失や不正といったことが生じないよう、その管理には細心の注意を払う必要がある。このため、年に複数回、所管課による確認を行う必要がある。

債権者への現金による支払いは、事務の軽減、紛失・盗難等のリスク回避からも出来る限り口座振込にすることが望ましい。

<留意点>

- ・現金・預金は出納簿へ計上しているか。
- ・現金は在り高の、預金は残高の定期的確認。
- ・現金・預金の取扱は複数者で対応しているか。
通帳、印鑑については、管理者を明確に規定し、個別に管理する必要がある。

(5) 物品等の管理

切手、収入印紙、商品券等を大量に購入・保管することは、経費の無駄、劣化及び紛失、さらに換金性のリスクが高いことから、適正な在庫及び管理が必要である。

<留意点>

- ・受払簿をつけているか。
- ・切手、収入印紙、商品券等は、年間使用枚数以上に大量に購入、保管していないか。
- ・タクシー使用券の適正な管理（使用簿、乗車した者の印、乗車金額等）。

3 決算関係

基準となるきまりに基づき日々適正な会計処理を行い、正確に記録した出納簿から決算書が作成されるべきこととは言うまでもない。

決算時は、出納簿、支払調書、通帳等で相互に点検を行い、確実に一致しているかを再確認しなければならない。予算と決算と乖離が生じている場合には、その原因を究明しなければならない。

決算後、証拠書類については、5年以上保存することが必要である。

<留意点>

- ・出納簿、支払調書、通帳等の相互確認。
証拠書類との確認。
現金・預金の残高の確認。
領収書等の日付の確認。
- ・予算と大幅に異なる費用がないか
増加、減少した理由を分析し確認。

4 監事監査関係

監事監査は、基準となるきまりに基づき日々適正な会計処理が行なわれたことを第三者の視点で確認をするものである。このため、まずは、出納簿、支払調書、通帳等を一件ごと突合せ、適正な会計処理が行われていることを確認する必要がある。

次に、複数年の経費の動向を比較し、大きな変動があった場合は、その理由を確認する必要がある。

なお、会計監事のうち少なくとも1名は、会計事務を行う者が属する組織以外から起用（県職員が事務を行っている場合は県職員以外を起用）するなど、第三者の視点の導入を図り、客観性、公平性が保たれるよう努める必要がある。

<留意点>

- ・ 任意団体の運営上、例年と異なる事情はないか。
執行責任者等から、団体の運営状況、財務状況、会計処理の概況を確認し、任意団体の当該年度の概況を把握すること。
- ・ 会計書類、通帳、印鑑等は適切に整理保管されているか。
- ・ 適正に会計処理されているか。
出納簿、支出決議書、証拠書類、通帳を支出ごとに突合せること。
全ての支出について漏れなく突合すること。
- ・ 請求書、領収書は真正で適切なものであるか。
記載が訂正又は消去された痕跡がないか。
同一振出人で数種類の様式の領収書がないか。
通常は、企業独自の領収書等を使用している企業にもかかわらず、市販の領収書を使用していないか。
以上のような不審な点がある場合には、出納責任者に確認すること。
- ・ 領収書がない支出は、その事情が明らかになされているか。
- ・ 前年度と比べ大きな経費の変更はないか
前年度と比べ経費が大幅に増減している場合は、増減の理由を確認すること。
- ・ 現金、切手等の物品の管理は適切か。

監査公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく病院事業、流域下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の監査を保健医療介護部健康増進課等12機関について実施したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 7 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等12機関（公営企業）

(2) 監査対象期間：令和6年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに着目して実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年5月13日～令和7年6月19日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

会計名	監査対象機関名		監査実施日
病院事業	保健医療介護部	健康増進課 医療指導課	令和7年6月2日～令和7年6月4日
		下水道課	令和7年5月29日～令和7年5月30日 令和7年6月10日～令和7年6月13日
流域下水道事業	建築都市部	建築都市総務課	令和7年6月10日～令和7年6月13日
		流域下水道事務所	令和7年5月22日～令和7年5月23日
		南筑後県土整備事務所	令和7年5月14日
	県土整備部	直方県土整備事務所	令和7年6月5日
		八女県土整備事務所	令和7年5月13日
		北九州県土整備事務所	令和7年5月20日
電気・工業用水道・工業用地造成事業	企業局	管理課 (電気・工業用水道・工業用地造成事業)	令和7年6月17日～令和7年6月19日
		矢部川発電事務所 (電気事業)	令和7年5月16日
		苅田事務所 (工業用水道・工業用地造成事業)	令和7年5月27日～令和7年5月28日

(2) 主な監査項目

ア 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況

イ 財務諸表の内容

資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公益財団法人福岡県暴力追放推進センター等 38 団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 7 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

監査基準第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査

3 監査の対象

- (1) 監査対象団体：公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター等38団体
- (2) 監査対象期間：令和6年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

- (1) 監査実施期間：令和7年7月10日～令和7年12月12日
監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	令和7年7月10日 令和7年11月26日～令和7年11月27日
	公益財団法人特定鉱害復旧事業センター	令和7年7月15日 令和7年11月6日～令和7年11月7日
	公益財団法人福岡県国際交流センター	令和7年7月16日
	公益財団法人福岡県水源の森基金	令和7年7月16日
	公益財団法人福岡県農業振興推進機構	令和7年7月17日 令和7年12月2日～令和7年12月3日
	公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金	令和7年7月18日
	公益財団法人福岡県中小企業振興センター	令和7年7月22日
	公益財団法人 福岡県リサイクル総合研究事業化センター	令和7年7月23日 令和7年12月4日～令和7年12月5日

区分	監査対象団体名	監査実施日
出資団体	公益財団法人福岡県建設技術情報センター	令和7年7月24日
	公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター	令和7年7月29日 令和7年11月11日～令和7年11月12日
	公益財団法人福岡県人権啓発情報センター	令和7年7月29日
	公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	令和7年7月29日 令和7年10月30日～令和7年10月31日
	公益財団法人飯塚研究開発機構	令和7年7月29日
	社会福祉法人福岡県厚生事業団	令和7年7月30日 令和7年11月19日～令和7年11月20日
	公益財団法人福岡県スポーツ推進基金	令和7年7月30日
	公益財団法人福岡県教育文化奨学財団	令和7年7月31日
	公益財団法人福岡県女性財団	令和7年8月1日
	公益財団法人福岡県スポーツ振興センター	令和7年8月5日
	公益財団法人アクロス福岡	令和7年8月5日 令和7年11月13日～令和7年11月14日
	公益財団法人あまぎ水の文化村	令和7年8月5日
	公益財団法人福岡県メデイカルセンター	令和7年8月6日
	公益財団法人福岡県動物愛護センター	令和7年8月6日
	公益財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター	令和7年8月6日
	公益財団法人福岡県下水道管理センター	令和7年8月8日 令和7年11月5日
	平成筑豊鉄道株式会社	令和7年9月9日
公立大学法人福岡県立大学	令和7年9月9日	
公立大学法人福岡女子大学	令和7年9月9日	
公立大学法人九州歯科大学	令和7年9月9日 令和7年12月9日～令和7年12月11日	
福岡北九州高速道路公社	令和7年9月10日	

区分	監査対象団体名	監査実施日
出資団体	福岡県道路公社	令和7年9月10日
	北九州エアターミナル株式会社	令和7年9月10日
	株式会社久留米リサーチ・パーク	令和7年9月10日
	福岡県住宅供給公社	令和7年9月10日 令和7年10月28日～令和7年10月29日
補助金団体	NPO法人 子どもの発達支援を考える会	令和7年11月18日
	学校法人筑紫女学園 筑紫女学園高等学校	令和7年12月12日
	学校法人筑紫女学園 筑紫女学園中学校	令和7年12月12日
	学校法人筑紫女学園 筑紫女学園大学附属幼稚園	令和7年12月12日
公の施設 の管理者	OMグループ	令和7年11月28日

(2) 主な監査項目

- ア 出資団体
団体の経営に関する状況及び団体の財務に関する事務の執行状況
- イ 補助金等交付団体
補助金等による事業の実施状況及び補助金等に係る財務に関する事務の執行状況
- ウ 公の施設の指定管理者
施設の管理・運営の状況及び施設の管理に係る財務に関する事務の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年4月7日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育局の本庁、教育庁の本庁、議事事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局 116 機関

(2) 監査対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年7月9日～令和8年3月9日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

秘書	監査対象機関名	監査実施日
総務部	経営企画課	令和7年7月30日
人財課	人事課	令和7年7月15日～令和7年7月24日、 令和7年9月4日
税務課	財政課	
財産課	産務課	
県民課	情報課	
総務課	事務課	
防災課	防災危機管理局防災企画課	
防災課	防災危機管理局消防指導課	
企画・地域振興部	振興部（10課）	令和7年7月15日～令和7年7月22日、 令和7年9月4日
情報課	総合政策課	
調査課	政策課	
交通課	統計課	
市町村振興局	政策支援課	

監査対象機関名	監査実施日
スタートアップ推進課 中小企業技術振興課 先端技術産業振興課 自動車・水素産業振興課 工業保安地策課 企業観光政策課 観光局観光振興課	
農林水産部 (14課) 農産政策課 農山村振興課 食の安全・地産地消課 団体の指導課 輸出促進課 福岡の食販売興課 園芸振興支援課 水経営技術産林備課 畜産村業振興課 森林局管理課 水産局振興課 水産局振興課	令和7年7月15日～令和7年7月22日、 令和7年9月3日
県土整備部 (10課) 県土整備課 県土整備地持設理備課 用道路川河港砂水 資源対策課	令和7年7月23日～令和7年7月29日、 令和7年9月3日
建築都市部 (9課) 建築都市計画課 開発・盛土指導課 建築園街道路課 公下水住宅計住設課 営営営	令和7年8月6日～令和7年8月8日、 令和7年9月4日
会計管理局	令和7年7月30日
議会事務局	令和7年8月7日～令和7年8月8日 令和8年1月15日～令和8年3月9日

監査対象機関名	監査実施日
教育庁(11課) 総務課 財務課 教職課 施設課 文化課 保健課 校務課 教養課 特別支援教育課 人権・同和教育課 体育・スポーツ健康課 社会教育課	令和7年7月31日～令和7年8月5日、 令和7年9月4日
人事委員会事務局	令和7年7月30日
監査委員事務局	令和7年7月30日
警察本部	令和7年7月9日～令和7年7月11日、 令和7年9月3日
労働委員会事務局	令和7年7月16日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 がん感染症疾病 対策課	収 入	1	履行延期を承認した債権（原爆被爆者援護法に基づく健康管理手当の過払い返納金）について、履行延期承認に伴う返済計画書のおり毎月調定すべきところ、これが遅延し、一部の債権は未調定となっていた。 また、未調定の債権について、担当者が交代した際に引継ぎがなされず、現在まで調定を行っていないかった。
福祉労働部 人権・同和 対策局 調整課	収 入	1	証紙収入（その他証明手数料）について、関係資料一式が所在不明となっていた。
計		2	2 件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
環境部	収 入	1	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未済額が、前年度に比べて2,378,042円減少しているもの、依然として多額である。
商工部	収 入	1	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて41,502,000円減少しているもの、依然として多額である。
建築都市部	収 入	1	住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に比べて11,300,014円増加している。
教育庁 教育振興部	収 入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて58,284,747円減少しているもの、依然として多額である。
環境部	契 約	1	物品（キャビネット及びそのベース5セット）の購入について、1件の金額が10万円を超える場合は、見積書を徴し一括で契約すべきところ、1件の金額が10万円未満になるよう、発注を3回に分けて支払っていた。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
議会事務局	契約	1	海外出張に係る委託料について、過去の実績や見積り等を考慮して作成された予算上の積算があるにもかかわらず、予算額を大きく下回る額で予定価格を定め、随意契約を行った後に業者と増額変更契約を行っており、適切な予定価格の設定がされていなかった。
計			6件

監査公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等36機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年4月7日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関
36機関

(2) 監査対象期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年10月1日～令和8年1月28日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり・県民生活部	ア ジ ア 文 化 交 流 セ ン タ ー	令和7年11月18日～11月19日、令和8年1月23日
	女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	令和7年10月21日～10月22日
	消 費 生 活 セ ン タ ー	令和7年10月3日
	筑 紫 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和7年10月7日～10月8日
	粕 屋 保 健 福 祉 事 務 所	令和7年10月28日～10月30日、令和8年1月16日
	糸 島 保 健 福 祉 事 務 所	令和7年11月13日～11月14日
	宗 像 ・ 遠 賀 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和7年10月15日～10月17日、令和8年1月21日
	嘉 穂 ・ 鞍 手 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和7年11月5日～11月7日
	田 川 保 健 福 祉 事 務 所	令和7年11月11日～11月13日、令和8年1月15日
	北 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和7年10月1日～10月2日
保 健 医 療 介 護 部	南 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和7年10月9日～10月10日
	京 築 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和7年10月21日～10月22日

監査対象機関名		監査実施日
保健医療 介護部	保健環境研究所	令和7年10月23日～10月24日
	精神保健福祉センター	令和7年10月3日
福祉労働部	食肉衛生検査所	令和7年11月14日
	福岡児童相談所	令和7年11月11日～11月12日、令和8年1月14日
	久留米児童相談所	令和7年10月9日～10月10日、令和8年1月19日
	田川児童相談所	令和7年11月18日～11月19日
	大牟田児童相談所	令和7年11月18日～11月19日、令和8年1月28日
	宗像児童相談所	令和7年10月23日～10月24日
	京築児童相談所	令和7年11月20日～11月21日
	福岡学園	令和7年11月5日～11月6日
	障がい者更生相談所	令和7年10月17日
	こども療育センター新光園	令和7年11月20日～11月21日
	福岡労働者支援事務所	令和7年10月31日
	北九州労働者支援事務所	令和7年10月31日
	筑後労働者支援事務所	令和7年11月7日
	筑豊労働者支援事務所	令和7年10月31日
	福岡高等技術専門校	令和7年11月20日～11月21日
	戸畑高等技術専門校	令和7年10月1日～10月2日
小竹高等技術専門校	令和7年10月7日～10月8日	
久留米高等技術専門校	令和7年10月30日～10月31日	
大牟田高等技術専門校	令和7年10月23日～10月24日	
田川高等技術専門校	令和7年10月28日～10月29日、令和8年1月15日	
小倉高等技術専門校	令和7年10月15日～10月16日	
福岡障害者職業能力開発校	令和7年10月1日～10月2日	

(2) 主な監査項目

- ア 収入
 - 使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び私込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- イ 支出
 - 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- ウ 人件費
 - 報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況
- エ 契約
 - 契約締結及び履行確認の状況
- オ 公有財産
 - 土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況
- カ 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- キ 扶助費
 - 扶助費の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
人づくり・県民生活部 アジア文化交流 センター	支出	1	資金前渡について、資金前渡を受けた職員は、必要な限度額として前渡された金額を超えて支払っていた。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
人づくり・県民生活部	収入	1	雑入について、収入すべき事由が発生した後、速やかに調定すべきところ、調定が遅延していた。
	収入	3	生活保護費返還金の収入未済額が前年度に比べて増加している。
	支出	1	生活保護費における生活扶助費について、被保護者の児童扶養手当の支給対象児童が令和7年4月以降3人から2人となったことから、変更後の認定額により収入認定すべきところ、これを行わず、支給不足となっていた。
保健医療介護部	収入	2	児童措置弁償金の収入未済額が前年度に比べて増加している。
	支出	1	産業廃棄物収集運搬業務契約の支出科目について、通信運搬費（11節01）とすべきところ、委託料（12節）としていた。
	財産	1	管理棟1階女子トイレ改修工事により和式トイレを改修し設置した洋式トイレ（2点）について、工作物として公有財産の登録をすべきところ、これを行っていないかった。なお、令和6年度定期監査でも同様の誤りがあったが、改善されていなかった。
	計		

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等42機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年4月7日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	渡辺美穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関42機関

(2) 監査対象期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年12月2日～令和8年1月9日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	令和8年1月8日
警察学学校	令和7年12月25日
交通機動隊	令和7年12月24日
高速道路交通警察隊	令和8年1月9日
第一機動隊	令和8年1月8日
第二機動隊	令和7年12月23日
中央警察署	令和7年12月16日～令和7年12月17日
博多警察署	令和7年12月11日～令和7年12月12日
東警察署	令和7年12月23日～令和7年12月24日
南警察署	令和8年1月8日
早良警察署	令和8年1月8日
城南警察署	令和7年12月18日～令和7年12月19日
西警察署	令和7年12月9日～令和7年12月10日
粕屋警察署	令和7年12月18日～令和7年12月19日
春日警察署	令和8年1月8日
筑紫野警察署	令和8年1月9日
糸島警察署	令和7年12月23日～令和7年12月24日

監査対象機関名	監査実施日
宗像警察署	令和7年12月16日～令和7年12月17日
朝倉警察署	令和7年12月9日～令和7年12月10日
博多臨港警察署	令和8年1月9日
福岡空港警察署	令和7年12月25日
小倉北警察署	令和7年12月4日～令和7年12月5日
小倉南警察署	令和8年1月8日
八幡東警察署	令和7年12月2日～令和7年12月3日
八幡西警察署	令和7年12月2日～令和7年12月3日
折尾警察署	令和7年12月2日～令和7年12月3日
若松警察署	令和7年12月4日～令和7年12月5日
戸畑警察署	令和8年1月8日
門司警察署	令和7年12月4日～令和7年12月5日
行橋警察署	令和8年1月8日
豊前警察署	令和8年1月8日
飯塚警察署	令和7年12月18日～令和7年12月19日
嘉麻警察署	令和8年1月9日
直方警察署	令和8年1月9日
田川警察署	令和7年12月11日～令和7年12月12日
久留米警察署	令和7年12月16日～令和7年12月17日
小郡警察署	令和7年12月11日～令和7年12月12日
うきは警察署	令和8年1月9日
筑後警察署	令和8年1月9日
八女警察署	令和8年1月9日
柳川警察署	令和8年1月9日
大牟田警察署	令和7年12月9日～令和7年12月10日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認、拾得物件の保管状況

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬（警察署協議委員会委員、会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分等の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

第2 監査の結果

監査公表第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関の公文書館等 27 機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 7 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関27機関

(2) 監査対象期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年11月26日～令和8年2月3日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
総務部	公文書館	令和7年12月12日
	職員研修所	令和8年1月7日
	博多県税事務所	令和7年12月17日～12月19日
	東福岡県税事務所	令和7年11月26日～11月28日
	西福岡県税事務所	令和7年12月9日～12月11日
	筑紫県税事務所	令和7年11月26日～11月28日
	北九州東県税事務所	令和7年12月9日～12月11日
	北九州西県税事務所	令和7年12月1日～12月3日
	田川県税事務所	令和7年12月16日
	飯塚・直方県税事務所	令和7年12月17日～12月19日
	久留米県税事務所	令和7年12月1日～12月3日
	大牟田県税事務所	令和7年12月5日
	筑後県税事務所	令和7年12月16日
	行橋県税事務所	令和7年12月12日
消防学校	令和7年12月4日	

監査対象機関名		監査実施日
企画・地域振興部	東京事務所	令和7年12月4日～12月5日
	パースポーターセンター	令和8年1月7日～1月8日
	福岡中小企業振興事務所	令和7年12月12日
	久留米中小企業振興事務所	令和8年1月7日
	北九州中小企業振興事務所	令和7年12月5日
	飯塚中小企業振興事務所	令和7年12月5日
	計量検定所	令和7年12月12日、令和8年2月3日
	関西・中京事務所	令和7年12月12日
	工業技術センター	令和8年1月6日
	工業技術センター-生物食品研究所	令和8年1月6日
	工業技術センター-テリア研究所	令和7年12月12日
工業技術センター-機械電子研究所	令和7年12月4日～12月5日	

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報酬費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、通勤手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 県税

個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
商工部	支出	1	通勤手当について、4月1日付人事異動で転入した職員に対し、4月分の定期券代を支給すべきところ、これを行わず支給不足となっていた。 なお、令和6年度定期監査でも同様の誤りがあったが、改善されていなかった。
計			1件

監査公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等134機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。 令和8年4月7日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関134機関

(2) 監査対象期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年10月1日～令和8年1月20日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	令和7年10月15日～令和7年10月17日
北九州教育事務所	令和7年10月21日～令和7年10月22日
北筑後教育事務所	令和7年10月7日～令和7年10月8日
南筑後教育事務所	令和7年10月2日～令和7年10月3日
筑豊教育事務所	令和7年10月29日～令和7年10月30日
京築教育事務所	令和7年10月23日～令和7年10月24日
教育センター	令和7年11月18日
体育研究所	令和7年11月18日
美術館	令和7年10月8日
図書館	令和7年10月3日
社会教育総合センター	令和7年11月18日
英彦山青年の家	令和7年10月8日
少年自然の家「玄海の家」	令和7年11月19日

監査対象機関名	監査実施日
九州歴史資料館	令和7年10月1日
青豊高等学校	令和7年10月2日
築上西高等学校	令和7年11月14日
育徳館高等学校	令和7年10月3日
苅田工業高等学校	令和7年10月1日
京都高等学校	令和7年11月14日
行橋高等学校	令和7年11月14日
門司学園高等学校	令和7年10月28日
門司大翔館高等学校	令和7年11月20日
小倉南高等学校	令和7年11月20日
小倉商業高等学校	令和7年11月20日
小倉高等学校	令和7年11月20日
小倉工業高等学校	令和7年11月20日
小倉西高等学校	令和7年11月20日
北九州高等学校	令和7年11月5日
小倉東高等学校	令和7年11月20日
戸畑高等学校	令和7年10月30日
ひびき高等学校	令和7年11月20日
戸畑工業高等学校	令和7年10月29日
若松高等学校	令和7年10月31日
若松商業高等学校	令和7年11月20日
八幡高等学校	令和7年11月20日
八幡中央高等学校	令和7年11月19日
八幡工業高等学校	令和7年11月19日
八幡南高等学校	令和7年11月20日
北筑高等学校	令和7年11月5日
東筑高等学校	令和7年11月20日
折尾高等学校	令和7年11月19日
中間高等学校	令和7年11月6日
遠賀高等学校	令和7年11月19日
宗像高等学校	令和7年11月19日
光陵高等学校	令和7年11月19日
水産高等学校	令和7年10月28日
玄界高等学校	令和7年11月19日
新宮高等学校	令和7年11月20日
福岡魁誠高等学校	令和7年11月7日
須恵高等学校	令和7年11月20日
宇美商業高等学校	令和7年11月21日
香住丘高等学校	令和7年10月7日
香椎高等学校	令和7年10月24日

監査対象機関名	監査実施日
香椎工業高等学校	令和7年10月10日
博多青松高等学校	令和7年11月19日
福岡高等学校	令和7年10月31日
筑紫丘高等学校	令和7年11月14日
柏陵高等学校	令和7年11月14日
福岡中央高等学校	令和7年11月14日
城南高等学校	令和7年11月18日
修猷館高等学校	令和7年11月18日
福岡工業高等学校	令和7年11月18日
福岡講倫館高等学校	令和7年11月11日
早良高等学校	令和7年11月21日
玄洋高等学校	令和7年11月14日
筑前高等学校	令和7年11月18日
春日高等学校	令和7年11月7日
太宰府高等学校	令和7年11月14日
福岡農業高等学校	令和7年11月21日
筑紫中央高等学校	令和7年11月18日
武蔵台高等学校	令和7年11月18日
筑紫高等学校	令和7年11月21日
糸島高等学校	令和7年11月21日
糸島農業高等学校	令和7年11月11日
小郡高等学校	令和7年11月21日
三井高等学校	令和7年11月21日
久留米筑水高等学校	令和7年11月21日
明善高等学校	令和7年11月21日
久留米高等学校	令和7年11月21日
三潞高等学校	令和7年11月21日
大川樟風高等学校	令和7年11月11日
伝習館高等学校	令和7年10月21日
山門高等学校	令和7年10月22日
三池池高等学校	令和7年10月9日
三池工業高等学校	令和7年11月18日
大牟田北高等学校	令和7年11月18日
ありあけ新世高等学校	令和7年11月18日
八女高等学校	令和7年11月18日
八女工業高等学校	令和7年11月18日
福島高等学校	令和7年11月18日
八女農業高等学校	令和7年11月18日
浮羽工業高等学校	令和7年11月21日
浮羽究真館高等学校	令和7年11月6日

監査対象機関名	監査実施日
朝倉高等学校	令和7年11月21日
朝倉東高等学校	令和7年11月5日
朝倉光陽高等学校	令和7年11月21日
田川高等学校	令和7年11月14日
東鷹高等学校	令和7年11月14日
田川科学技術高等学校	令和7年10月7日
西田川高等学校	令和7年10月17日
稲築志耕館高等学校	令和7年11月14日
嘉穂高等学校	令和7年11月14日
嘉穂東高等学校	令和7年11月14日
嘉穂総合高等学校	令和7年10月17日
鞍手高等学校	令和7年11月7日
直方高等学校	令和7年11月19日
筑豊高等学校	令和7年11月19日
鞍手竜徳高等学校	令和7年11月6日
築城特別支援学校	令和7年11月14日
小倉聴覚特別支援学校	令和7年11月19日
北九州視覚特別支援学校	令和7年11月19日
特別支援学校「北九州高等学校園」	令和7年10月9日～令和7年10月10日
古賀特別支援学校	令和7年11月14日
福岡特別支援学校	令和7年10月30日～令和7年10月31日
福岡聴覚特別支援学校	令和7年11月20日
福岡高等聴覚特別支援学校	令和7年11月20日
太宰府特別支援学校	令和7年11月21日
福岡視覚特別支援学校	令和7年11月19日
福岡高等視覚特別支援学校	令和7年11月20日
特別支援学校「福岡高等学校園」	令和7年10月28日～令和7年10月29日 令和8年1月20日
糸島特別支援学校	令和7年11月19日
小郡特別支援学校	令和7年10月21日～令和7年10月22日
久留米聴覚特別支援学校	令和7年11月21日
田主丸特別支援学校	令和7年10月15日～令和7年10月16日
柳河特別支援学校	令和7年11月18日
筑後特別支援学校	令和7年10月9日～令和7年10月10日
川崎特別支援学校	令和7年10月1日～令和7年10月2日
嘉穂特別支援学校	令和7年10月15日～令和7年10月16日
直方特別支援学校	令和7年10月23日～令和7年10月24日
育徳館中学校	令和7年10月3日
門司学園中学校	令和7年10月28日
宗像中学校	令和7年11月19日
嘉穂高等学校附属中学校	令和7年11月14日
輝翔館中等教育学校	令和7年10月23日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、生産物売払収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の執行状況
 ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況（教育事務所においては、小・中学校等教職員の通勤、扶養、住居手当の認定状況）

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
 該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
教育委員会	支出	1	特別支援教育就学奨励費の学校給食費について、支給額算定を誤ったため、支給不足となっていた。
計		1	1件

監査公表第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく随時監査を消費生活センター等 43 機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 7 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関43機関

(2) 監査対象期間：令和6年11月1日～令和7年8月5日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年5月13日～令和7年8月5日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
県人 民づ く 活 り 部・ 保健医療介護部 福祉労働部	消費生活センター	令和7年1月1日から 令和7年7月24日まで	令和7年7月24日
	粕屋保健福祉事務所	令和6年12月1日から 令和7年6月10日まで	令和7年6月10日
	田川保健福祉事務所	令和6年12月1日から 令和7年6月17日まで	令和7年6月17日
	精神保健福祉センター	令和6年12月1日から 令和7年6月5日まで	令和7年6月5日
	宗像児童相談所	令和6年12月1日から 令和7年6月18日まで	令和7年6月18日
	小竹高等技術専門学校	令和7年1月1日から 令和7年7月1日まで	令和7年7月1日
	田川高等技術専門学校	令和6年12月1日から 令和7年6月27日まで	令和7年6月27日
	小倉高等技術専門学校	令和6年11月1日から 令和7年5月29日まで	令和7年5月29日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
福岡教育事務所	所	令和7年1月1日から 令和7年7月10日まで	令和7年7月10日
京築教育事務所	所	令和7年1月1日から 令和7年7月23日まで	令和7年7月23日
美術館	館	令和6年11月1日から 令和7年5月28日まで	令和7年5月28日
社会教育総合センター	一	令和7年1月1日から 令和7年7月3日まで	令和7年7月3日
育徳館高等学校	校	令和7年1月1日から 令和7年7月17日まで	令和7年7月17日
行橋高等学校	校	令和6年12月1日から 令和7年6月20日まで	令和7年6月20日
門司大翔館高等学校	校	令和7年1月1日から 令和7年7月11日まで	令和7年7月11日
小倉商業高等学校	校	令和7年1月1日から 令和7年7月9日まで	令和7年7月9日
小倉西高等学校	校	令和6年12月1日から 令和7年6月11日まで	令和7年6月11日
戸畑工業高等学校	校	令和6年11月1日から 令和7年5月14日まで	令和7年5月14日
八幡中央高等学校	校	令和6年12月1日から 令和7年6月4日まで	令和7年6月4日
北筑高等学校	校	令和6年11月1日から 令和7年5月16日まで	令和7年5月16日
水産高等学校	校	令和6年11月1日から 令和7年5月20日まで	令和7年5月20日
香住丘高等学校	校	令和6年12月1日から 令和7年6月26日まで	令和7年6月26日
福岡高等学校	校	令和7年1月1日から 令和7年7月16日まで	令和7年7月16日
福岡中央高等学校	校	令和6年12月1日から 令和7年6月12日まで	令和7年6月12日
福岡講倫館高等学校	校	令和6年11月1日から 令和7年5月22日まで	令和7年5月22日
筑前高等学校	校	令和6年11月1日から 令和7年5月30日まで	令和7年5月30日
福岡農業高等学校	校	令和7年1月1日から 令和7年7月2日まで	令和7年7月2日
小郡高等学校	校	令和6年11月1日から 令和7年5月15日まで	令和7年5月15日
明善高等学校	校	令和7年1月1日から 令和7年7月15日まで	令和7年7月15日
伝習館高等学校	校	令和6年12月1日から 令和7年6月13日まで	令和7年6月13日
三池工業高等学校	校	令和6年12月1日から 令和7年6月3日まで	令和7年6月3日
浮羽工業高等学校	校	令和6年11月1日から 令和7年5月13日まで	令和7年5月13日

教育委員会

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
教育委員会	朝倉高等学校	令和6年11月1日から 令和7年5月27日まで	令和7年5月27日
	東鷹高等学校	令和6年12月1日から 令和7年6月19日まで	令和7年6月19日
	嘉穂高等学校	令和7年1月1日から 令和7年7月8日まで	令和7年7月8日
	鞍手竜徳高等学校	令和6年11月1日から 令和7年5月21日まで	令和7年5月21日
	小倉聴覚特別支援学校	令和7年2月1日から 令和7年8月5日まで	令和7年8月5日
	北九州視覚特別支援学校	令和6年11月1日から 令和7年5月23日まで	令和7年5月23日
	太宰府特別支援学校	令和7年1月1日から 令和7年7月25日まで	令和7年7月25日
	福岡高等視覚特別支援学校	令和6年12月1日から 令和7年6月24日まで	令和7年6月24日
	筑後特別支援学校	令和7年1月1日から 令和7年7月30日まで	令和7年7月30日
	育徳館中学校	令和7年1月1日から 令和7年7月17日まで	令和7年7月17日
	嘉穂高等学校附属中学校	令和7年1月1日から 令和7年7月8日まで	令和7年7月8日

(2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
教育委員会 社会教育総合セン ター	契約	1	空調機修繕工事において、契約書2部を作成し、 契約の相手方に記名押印させたが、これらに県側の 公印を押印して契約書を完成させ、そのうち1部を 契約の相手方に交付すべきところ、これらを行って いなかった。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を公文書館等17機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年4月7日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局の出先機関及び警察本部関係機関17機関

(2) 監査対象期間：令和7年3月1日～令和7年10月24日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年9月24日～令和7年10月24日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	公文書館	令和7年3月1日から 令和7年9月24日まで	令和7年9月24日
	職員研修所	令和7年4月1日から 令和7年10月3日まで	令和7年10月3日
東福岡県税事務所	東福岡県税事務所	令和7年4月1日から 令和7年10月17日まで	令和7年10月17日
	北九州東県税事務所	令和7年4月1日から 令和7年10月8日まで	令和7年10月8日
商工部	計量検定所	令和7年4月1日から 令和7年10月7日まで	令和7年10月7日
	工業技術センター機械電子研究所	令和7年4月1日から 令和7年10月1日まで	令和7年10月1日
企業局	矢部川発電事務所	令和7年4月1日から 令和7年10月2日まで	令和7年10月2日
	苅田事務所	令和7年4月1日から 令和7年10月10日まで	令和7年10月10日
警察本部	北九州市警察部	令和7年4月1日から 令和7年10月23日まで	令和7年10月23日
	中央警察署	令和7年4月1日から 令和7年10月15日まで	令和7年10月15日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
警察本部	東 警 察 署	令和7年4月1日から 令和7年10月21日まで	令和7年10月21日
	小 倉 北 警 察 署	令和7年4月1日から 令和7年10月16日まで	令和7年10月16日
	八 幡 東 警 察 署	令和7年3月1日から 令和7年9月30日まで	令和7年9月30日
	行 橋 警 察 署	令和7年4月1日から 令和7年10月22日まで	令和7年10月22日
	田 川 警 察 署	令和7年3月1日から 令和7年9月26日まで	令和7年9月26日
	小 郡 警 察 署	令和7年4月1日から 令和7年10月9日まで	令和7年10月9日
	大 牟 田 警 察 署	令和7年4月1日から 令和7年10月24日まで	令和7年10月24日

(2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
商工部	支出	1	前渡資金について、支出命令者が月の末日に、口座振替一覧表又は支払情報内容一覧表と関係資料を照合の上、口座振替一覧表等に押印又は署名すべきところ、監査対象期間を通じてこれを行っていないかった。
計			1件

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を行政経営企画課等40機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年4月7日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	渡辺美穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、企業局、教育局、行政委員会事務局及び警察本部の40機関

(2) 監査対象期間：令和7年5月1日～令和7年12月24日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年11月4日～令和7年12月24日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	行政経営企画課	令和7年5月1日から 令和7年11月7日まで	令和7年11月7日
	税務課	令和7年5月1日から 令和7年11月14日まで	令和7年11月14日
域企画振興・地域部	空港対策局空港政策課	令和7年5月1日から 令和7年11月13日まで	令和7年11月13日
	私学振興・青少年育成局私学振興課	令和7年5月1日から 令和7年11月6日まで	令和7年11月6日
県民づくり・生活部	健康増進課	令和7年6月1日から 令和7年12月23日まで	令和7年12月23日
	医療指導課	令和7年5月1日から 令和7年11月17日まで	令和7年11月17日
保健医療部	障がい福祉課	令和7年5月1日から 令和7年11月13日まで	令和7年11月13日
	福祉労働部	労働局就業支援課	令和7年5月1日から 令和7年11月5日まで

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
福祉労働部	人権・同和对策局調整課	令和7年5月1日から 令和7年11月19日まで	令和7年11月19日
	環境保全課	令和7年5月1日から 令和7年11月20日まで	令和7年11月20日
環境部	廃棄物対策課	令和7年6月1日から 令和7年12月22日まで	令和7年12月22日
	観光局観光政策課	令和7年5月1日から 令和7年11月12日まで	令和7年11月12日
商工部	観光局観光振興課	令和7年5月1日から 令和7年11月12日まで	令和7年11月12日
	福岡の食販売促進課	令和7年5月1日から 令和7年11月11日まで	令和7年11月11日
農林水産部	農村森林整備課	令和7年5月1日から 令和7年11月17日まで	令和7年11月17日
	水産局水産振興課	令和7年5月1日から 令和7年11月4日まで	令和7年11月4日
	八幡農林事務所	令和7年5月1日から 令和7年11月27日まで	令和7年11月27日
	筑後農林事務所	令和7年6月1日から 令和7年12月16日まで	令和7年12月16日
	農林業総合試験場豊前分場	令和7年6月1日から 令和7年12月15日まで	令和7年12月15日
	両筑家畜保健衛生所	令和7年6月1日から 令和7年12月18日まで	令和7年12月18日
	水産海洋技術センター有明海研究所	令和7年5月1日から 令和7年11月28日まで	令和7年11月28日
	県土整備総務課	令和7年6月1日から 令和7年12月22日まで	令和7年12月22日
	道路維持課	令和7年5月1日から 令和7年11月11日まで	令和7年11月11日
	港湾	令和7年5月1日から 令和7年11月18日まで	令和7年11月18日
県土整備部	福岡県土整備事務所	令和7年6月1日から 令和7年12月11日まで	令和7年12月11日
	久留米県土整備事務所	令和7年6月1日から 令和7年12月17日まで	令和7年12月17日
	八女県土整備事務所	令和7年6月1日から 令和7年12月9日まで	令和7年12月9日
	那珂県土整備事務所	令和7年6月1日から 令和7年12月19日まで	令和7年12月19日
建設部	公園街路課	令和7年5月1日から 令和7年11月18日まで	令和7年11月18日
	管路	令和7年5月1日から 令和7年11月4日まで	令和7年11月4日
企業局	教職員課	令和7年6月1日から 令和7年12月24日まで	令和7年12月24日
	高校教養課	令和7年5月1日から 令和7年11月6日まで	令和7年11月6日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
教育庁	特別支援教育課	令和7年5月1日から 令和7年11月19日まで	令和7年11月19日
	人事委員会事務局任用課	令和7年5月1日から 令和7年11月5日まで	令和7年11月5日
警察本部	教養課	令和7年6月1日から 令和7年12月1日まで	令和7年12月1日
	自動車警ら隊	令和7年6月1日から 令和7年12月2日まで	令和7年12月2日
	刑事総務課	令和7年6月1日から 令和7年12月3日まで	令和7年12月3日
	国際捜査課	令和7年6月1日から 令和7年12月1日まで	令和7年12月1日
	運転免許管理課	令和7年6月1日から 令和7年12月3日まで	令和7年12月3日
	外事課	令和7年6月1日から 令和7年12月2日まで	令和7年12月2日

(2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和7年11月10日7監総第1085号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月7日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

7 県土総第2858号
令和8年3月9日

福岡県監査委員	塩川正一様
同	世利洋介様
同	森行一様
同	渡辺美穂様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年11月10日7監総第1085号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

別紙

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 北九州市土整備事務所	<p>用地整備工事において、新たな給水装置の設置に伴い、市に支払う納付金等を設計書に計上する際、諸経費の対象外費用として積算すべきところ、対象としたため、積算過大となっていた。</p>	<p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「土木工事標準積算基準書」により、諸経費の対象となる項目について、所内の技術委員会で周知する。 ・ 担当者及び上司は、工事設計書に添付するチェックシートに、諸経費の項目を追加し、これに基づき対象について誤りがないか確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部 田川県土整備事務所</p>	<p>歩道設置事業に伴い、支障となる建物に収容されていた動産の移転補償において、取扱いが困難な動産の移転料を算定する際、専門業者からの見積りを徴し、専門業者からの見積りを徴し、実態価格に基づき補償すべきところ、これを行わず、動産を収納するための物品購入費を補償していた。</p>	<p>所属長は、用地課職員に対し、今回の誤りを繰り返さないと同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者及び上司は、動産移転料のうち、取扱いが困難な動産の算定をする場合は、専門業者からの見積りを徴し、実態価格を標準として採用する。 担当者及び上司は、見積りについては複数者より徴することとし、より安価な価格を採用する。 担当者及び上司は、確認時に、基準、要領等を基本に、最新の「補償額算定・設計書作成チェックマニュアル」、 「補償額算定・設計書作成チェックリスト」を適正に活用する。 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。 <p>さらに、県土整備部としては、各県土整備事務所等の用地担当職員に対し、今回の事案の周知及び専門業者からの見積りの徴取の徹底を指示し、あわせて補償額算定に係るチェックリスト等の改訂を行った。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部</p>	<p>道路維持管理用品の購入について、原材料費（15節）で支出すべきところ、その他需用費（10-3節）で支出していた。（3件）</p> <p>電気設備等の修繕について、その他需用費（10-3節）で支出すべきところ、委託料（12節）で支出していた。</p>	<p>所属長は、今回の事例を全職員に周知した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長は、会計係の職員に対し、今回の誤りの原因を示すとともに、各節ごとの違いについて理解させる。 ・ 担当者及び上司は財務会計事務に係る研修を受講し、会計に係る知識を再習得する。 ・ 会計係長は、係員に対し「会計だより」「会計事務指導結果」「監査結果報告書」等を基に誤りやすい事例を周知し、これにより、担当者は支出事務に誤りがないか再度確認する。 ・ 担当者及び上司は、会計事務チェックシートを用いて、支出科目について誤りがいないか決裁時に確実に確認することに加え、判断に迷う場合は、制度所管課等へ確認の上、事務処理を行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	<p>用地測量業務委託について、設計書に計上する測量面積及び距離の端数処理は、四捨五入すべきところ、切り捨てて計上していた。また、小数点以下第2位まで計上すべきところ、小数点以下第1位までしか計上していなかった。これらの誤りにより、積算過小となっていた。</p>	<p>所属長は、今回の誤りを示した上で同様の誤りを繰り返さないため、工務担当職員に対し、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「設計業務等標準積算基準書」により、測量面積及び距離の端数処理について、所内の技術委員会で周知する。 担当者は、測量面積及び距離を入力すれば端数処理後の正しい数値が表示される表計算ソフトを利用し、設計書を作成する。上司は、これにより端数処理が適切に行われているか確認する。 業務委託設計書に添付するチェックシートに「設計表示単位は適切か」の項目を追加し、担当者及び上司は、これに基づき内容の確認を行う。 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第84号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、道路交通法に基づく処分基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和8年4月7日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第222号）の制定に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和8年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許管理課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第85号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、道路交通法に基づく審査基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和8年4月7日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第222号）の制定に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改

廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和8年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許管理課に備え置く。

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

監査委員告示第4号

福岡県監査委員に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程（平成16年福岡県監査委員告示第1号）において例によることとされる知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和8年3月26日

福岡県監査委員 塩川正一

同 世利洋介

同 森行一

同 渡辺美穂

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第77条第1項	令和8年3月26日	保有個人情報開示請求

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)	第91条第1項	令和 8 年 3 月26日	保有個人情報訂正請求
個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)	第99条第1項	令和 8 年 3 月26日	保有個人情報利用停止請求